

3つのステップで考える相続・贈与対策 ～遺言書・税法上の必須事例～ その3

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、遺言書を残すことで、相続税法上の特例の適用を受けるための事例について解説します。遺言書は遺言者の意思能力がないと作成が困難になります。相続争いを防止するためにも、効果的な遺言書を残しておくことが肝要です。

1. 遺言書が必須の場合

(1) 兄弟姉妹が相続人の場合

法定相続人になれるのは、配偶者と血族です。配偶者は常に相続人（民法890）となり、血族については、第一順位は子（直系卑属）および代襲相続人、第二順位は父母（直系尊属）、第三順位は兄弟姉妹および代襲相続人とされており、優先順位が高い人が相続人となります。例えば、第一順位の子がいる場合には、第二順位の父母や第三順位の兄弟姉妹は相続人になれません。

(2) 寄附をする場合

自分の遺産を公益に役立てたいと願う人も増えてきています。生前に公益法人等へ寄附すれば所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。また、死後において遺産を寄附したいと考える場合には、遺言書でその旨を書いておくことが必要です。

以上のほか、再婚し先妻（又は先夫）との間に子のある人や、内縁の配偶者などへ遺産を残したいと考える場合にも遺言書は必須です。

2. 相続税法の特例制度の適用を受ける場合

相続税法の特例制度の適用を受けようとする場合にも遺言書は必須と思われます。代表的な特例について遺言書の必要性を検証します。

(1) 配偶者の税額の軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、配偶者の法定相続分又は1億6千万円のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。そのため、遺言書で配偶者に相続させるとしておけば、確実にこの特例の適用を受けることができます。

(2) 小規模宅地等の特例

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額することができます。

この特例は、分割された宅地等で特例対象宅地等を取得した相続人等の全員による選択同意がある場合に適用されます。

(3) 農地等についての相続税の納税猶予

農業を営んでいた被相続人又は特定貸付け等を行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付け等を行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付け等を行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

この特例の適用を受けるためには、相続税申告書には相続税の納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書類など一定の書類を添付することが必要です。そのため、相続税の申告期限以前に農地等について農業相続人がその農地等を取得することができないとこの特例の適用を受けることはできません。

(4) 非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置の場合）

経営承継円滑化法による都道府県知事の認定を受ける非上場会社の後継者である特例経営承継相続人等が、被相続人から非上場会社の非上場株式等を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、特例経営承継相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。

この特例の適用を受けようとする場合には、都道府県知事の認定を受けるために相続の開始があった日から8か月以内に認定申請書を提出しなければなりません。認定申請書には、非上場株式等を誰がいくら相続するのか遺言書又は遺産分割協議書の添付が要件とされています。

（文責：山本和義）